

令和7年度障害福祉サービス事業者等実地指導実施結果

(令和8年4月1日現在)

実地指導実施事業所 … 10事業所

文書指摘事項の内容等	指摘事業所
<p>【居宅系】 (居宅介護・重度訪問介護)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供の記録について、支給決定障害者等の確認を受けること。3 ○ 重度訪問介護計画に移動介護加算の位置づけが行われていなかったため、是正すること。1 ○ 居宅介護計画等の作成後、当該居宅介護計画等の実施状況の把握および評価が行われていなかったため、是正すること。1 ○ 居宅介護計画を指定計画相談支援に交付していないので是正すること。1 ○ 従業者の配置・勤務状況を把握するための勤務表を整備していないので是正すること。1 ○ 月ごとの勤務表を作成していないので是正すること。1 ○ 必要な事項について、受給者証に記載をしていないので是正すること。1 ○ 支給決定障害者等に対し、法定代理受領通知を発送していないので是正すること。1 ○ 見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していないので是正すること。1 ○ 情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていないため、速やかに報告すること。1 ○ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置が不十分なので是正すること。1 ○ 業務管理体制の整備に関する事項を届け出していないので是正すること。1 ○ 身体的拘束等の適正化を図るための必要な措置を講じていないので是正すること。1 ○ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備等が不十分なので是正すること。1 	

(共同生活援助)	
○ サービス提供の記録について、支給決定障害者等の確認を得ていないので是正すること。	1
○ 共同生活援助計画に達成時期の記載がなかったので記載すること。	1
○ 個別支援会議を開催していなかったので是正すること。	1
○ 指定特定相談支援事業者に個別支援計画を交付していないので是正すること。	1
○ 重度障害者支援加算について、サービスの提供の記録等において実施内容の確認ができなかったので是正すること。	1
○ 帰宅時支援加算について、サービスの提供の記録等において実施内容の確認ができなかったので是正すること。	1
○ 感染症及び食中毒の予防及びまん延を防止するための措置が不十分なので是正すること。	1
【施設系】	
(就労移行支援、就労定着支援)	
○ サービス提供の記録に記入漏れが散見されたので是正すること。	1
【児童通所系】	
(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)	
○ 利用定員を超過してサービス提供をしているので、是正すること。	3
○ 児童指導員が不在の日があるため、是正すること。	1
○ 従業者の配置・勤務状況を把握するための帳簿を整備していないので是正すること。	1
○ 児童発達支援管理責任者の配置・勤務状況を把握するための帳簿を整備していないので是正すること。	1
○ 個別支援計画の作成に係るアセスメントを実施しておらず、また、そのアセスメントに当たって保護者及び障害児に面接を行っていないので是正すること。	1
○ 個別支援会議を開催していないので是正すること。	1
○ 少なくとも6ヶ月に1回以上、個別支援計画の見直しを行っていないケースがあるため是正すること。	1
○ モニタリングの面接を実施していないため是正すること。	1
○ モニタリングに係る手続きが不適正なので是正すること。	1
○ 児童発達支援管理責任者がモニタリングの記録をしていなかったため是正すること。	1

○ 個別支援計画を作成した際に、指定障害児相談支援を提供するものに交付していないので是正すること。	1
○ サービス提供の記録に記入漏れが散見されたので是正すること	1
○ 児童指導員等加配加算の算定が不適正なので是正すること。	2
○ 専門的支援体制加算の算定が不適正なので是正すること。	1
○ 保育所等訪問支援計画に家族支援加算の位置付けが行われていなかったため、是正すること。	1
○ 保育所等訪問支援計画の作成後にアセスメントの面談を実施していたので是正すること。	1
○ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置が不十分なので是正すること。	2
○ 障害児の安全の確保を図るための必要な措置を講じていないので是正すること。また、定期的に従業者への研修及び訓練を行うこと。	2
○ 業務継続計画に従い必要な措置を講じていないので是正すること。	1
○ 業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていないので是正すること。	1

サービス分類

【相談支援系】（計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援）

【居宅系】（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、自立生活援助、共同生活援助）

【施設系】（生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、就労定着支援）

【児童通所系】（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）